

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (1)不登校の状況にある児童生徒への支援

めざす姿

不登校の状況にある児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を身につけています。

現状と課題

- ① 全ての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、安心感や充実感を得られる「魅力ある学校づくり」を進める必要があります。
- ② 不登校児童生徒は年々増加しており、学校に対する保護者や子どもたちの意識の変化の影響のほか、コロナ禍による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活においてさまざまな制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況があったことなど、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保する必要があります。
- ③ 不登校はどの子どもにも起こり得るものという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、保護者が適切な情報や支援を得られるようにする必要があります。
- ④ 学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター⁶⁴等の機能強化に引き続き取り組む必要があります。また、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援を行えるよう、教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

① 魅力ある学校づくりの推進

- 日々の授業や学校行事において、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、いじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりに取り組むことで、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。

⁶⁴ 不登校児童生徒等の社会的自立をめざし、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う施設。

- 学校の教育相談体制の充実に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整えます。また、日頃の子どもたちの観察や教育相談等により、子どもたちの授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等を把握し、関係者が共通理解を持って教育活動を進めます。
- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りには支え応援してくれる人たちがいることに気づくことなどができるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育⁶⁵に取り組みます。
- 子どもたちの進学や転校等にあたって、必要な支援情報が適切に進学先等に引き継がれるよう、情報共有を行うなど途切れのない支援を行い、子どもたちが安心して学べる学校づくりに取り組みます。

② 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、「学びの多様化学校⁶⁶」の設置に向けて取り組みます。また、教室とは別の居場所として学習支援等を行う校内教育支援センターの整備を推進するとともに、オンラインを活用した学習支援や相談等の環境整備に取り組みます。
- 不登校児童生徒の学校外での学びについては、教育支援センターやフリースクール等において社会的自立に向けた取組や自己肯定感を高める活動等を安心して行うことができるよう、子どもの意思を尊重しながら、個々の子どもや家庭の状況に応じた支援を進めます。
- 高等学校段階の子どもたちを対象とした県立教育支援センターでの多様な学びや活動の充実を図り、子どもたちの社会的自立を支援します。

③ 不登校児童生徒への効果的な支援の充実

- 不登校児童生徒を支援する教育支援センターやフリースクール、福祉機関・施設等と学校による情報共有を進め、連携した支援に取り組みます。

⁶⁵ 子どもたちが、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り、回復する力を育む教育。

⁶⁶ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を充実させるとともに、欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、個々の子どもや家庭の状況に応じて、福祉や医療等の関係機関と連携した支援を推進します。
- 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、地域における不登校支援の中核となるよう、不登校支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用して、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問(アウトリーチ)型支援を進めるなど、引き続き機能強化に取り組めます。
- さまざまな事情を抱える不登校児童生徒を支援するため、オンライン会議サービスやメタバース⁶⁷によるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。
- 保護者を対象とした交流会や地区別の相談会を実施し、保護者同士が交流する機会や専門機関への相談ができる機会を提供することで、適切な支援につなげます。

④ 教職員の対応力の向上

- スクールカウンセラー等が講師となり、個々の子どもに応じた支援の方法等に関して、事例をもとにした研修会等を実施し、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。
- 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

⁶⁷ ユーザー間でコミュニケーションを取ることができる仮想的なデジタル空間。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校の子どもたちの割合 ※1	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%
不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数 ※2	18校	53校

※1 学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 不登校を含む長期欠席者の数が1クラス規模(40人)を超える公立小中学校における校内教育支援センターの設置数(累計)(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (2)外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成

めざす姿

外国につながる児童生徒⁶⁸(以下「外国人児童生徒」という。)が、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

- ① 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重し、年齢または国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保することが規定されました。本県では、外国人の子どもの就学の促進に取り組んでいるものの、不就学の外国人の子どもも若干名みられます。
- ② 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の割合が全国的に見て高く、今後、外国人児童生徒の数はさらに増加することが見込まれます。また、外国人児童生徒の国籍や使用言語の多様化が進んでいます。こうした状況は、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を共有し、多文化共生について理解を深めることができる魅力ある教育環境につながっています。
- ③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱える外国人児童生徒や、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続や希望する進路の実現に向けた支援を推進する必要があります。また、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。
- ④ 本県では、就学前段階や義務教育段階において、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力の習得のための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の居住地域が広がっており、受入体制や日本語指導についての課題は、地域により違いがみられます。こうしたこともふまえ、県内全域で同様の支援が受けられるよう、受入体制・支援体制をより一層充実させる必要があります。
- ⑤ 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県内の公立小中学校の割合は約50%であり、一人ひとりの実態に応じた日本語指導や支援を行うため、教職員の専門性を高める必要があります。

⁶⁸ 外国につながる児童生徒には、日本国籍であっても複数の言語や文化につながる児童生徒を含みます。

主な取組内容

① 就学の促進

- 外国人の子どもの学ぶ機会を保障するため、多言語対応のパンフレットを用いて日本の学校制度の周知を図るなど、就学に向けた取組を実施します。
- 外国人児童生徒が将来の職業・生活などに夢や希望を持って学習を続けられるよう、進学や就職等の進路選択を支援するとともに、在日期間が短いことで、日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒に対し、特別枠による入学者選抜を実施します。また、高等学校では、進学や就職に関するセミナーの実施や、奨学金・社会保障制度等の情報提供などを通じて、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

② 日本語指導・支援の充実

- 外国人の子どもの受入体制の充実を図るため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人の子どものが安心して母国語で相談できる教育相談体制を整えます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が日本語で行う授業に参加し、さまざまな人たちとの関わりをとおして学習に取り組むことができるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム⁶⁹)を活用した授業や、日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組について、効果的な実践事例を普及し、一人ひとりの状況に応じた指導につなげます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が生活するための言語だけでなく、学習する上で必要な言語を習得し、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣や日本語教育のオンライン授業の実施などを通じて、個々の日本語習得状況に応じた学習支援を行います。
- 外国人児童生徒が在籍する県立学校では、日本語学習のための選択科目の開設や、個々の日本語習得状況に応じた取り出し授業などの実施を進めるとともに、母語による学習支援・進路相談を行う外国人生徒支援専門員や、日本語学習等に係る支援を行う日本語指導アドバイザー等を活用し、きめ細かな指導・支援の取組を推進します。
- 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けることができるよう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。
- 子どもたちが、学校生活の中で多様な文化や価値観を共有し、多文化共生について理解を深めることができるよう、外国人児童生徒の出身国の文化や生活習慣等について学ぶ取組を推進します。

⁶⁹ JSLは、Japanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

○ 外国人の子どもの就学を促進するため、プレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及を図ります。

○ 外国人児童生徒の保護者が学校からの連絡を正確に把握できるよう、多言語⁷⁰に対応した連絡・案内文書例の作成や、連絡文書等の翻訳支援を行います。

③ 教職員を対象とする研修の充実

○ 教職員を対象としたJSLカリキュラムや日本語指導等に関する研修の実施を通じ、教職員同士の連携を強化するとともに、日本語指導等の指導力向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 ※	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※ 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合(三重県教育委員会調べ)

⁷⁰ ポルトガル語・タガログ語・スペイン語・中国語・ビザイヤ語・英語の6言語に対応(令和6(2024)年3月時点)。

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (3)防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

- ① 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。また、コロナ禍で制限された避難訓練や関係機関との協議など、安全な学びの環境の確保に向けた取組の充実を図っていくことが求められています。
- ② 教職員の防災教育の指導力を高めるとともに、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図ることが必要です。また、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。

主な取組内容

① 実践的な防災教育の推進

- 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツ⁷¹を組み合わせた防災学習の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型学習や実践的な防災訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。
- 子どもたちの安全を確保し、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるよう、防災ノートや防災教育用デジタルコンテンツを活用し、家庭における防災学習の取組を進めるとともに、地域の方々と合同で防災学習や避難訓練を実施するなど、学校と家庭・地域が連携した防災教育を推進します。

⁷¹ デジタル化された静止画や動画、音声、文字などの情報やデータの総称。

- 子どもたちが、東日本大震災の被災地で現地の方々と交流したり、避難所運営や災害ボランティア活動を模擬体験したりする機会を通じて、災害時に自らできることを考え、実践する力を身につける取組を進めます。

② 災害が生じた際の適切な学校再開

- 各学校に配置する学校防災リーダー等を対象とする研修等において、1人1台端末を活用した防災教育の指導方法や、実践的・効果的なマニュアルの作成方法、防災訓練の実施方法について普及したり、避難所運営体験を取り入れたりすることなどを通じて、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。
- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員の育成を推進し、災害時における学校の体制の強化を図ります。
- 災害時における学校安全の確保や学校再開の支援、避難所の円滑な開設・運営のため、市町教育委員会等と連携した支援体制、情報収集・提供体制の整備など、教育環境の確保に向けた取組を進めます。

③ 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 県立学校では、校舎の老朽化対策等と併せて、非構造部材の耐震対策に取り組めます。
- 小中学校等においても老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- 学校の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行い、大規模災害の発生に備えます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 ※	88.9%	100%

※ 家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (4)子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

学校・地域・関係機関の連携・協働のもと、子どもたちの安全・安心を確保する取組が進んでおり、安全教育の推進により、子どもたちが主体的に判断し、行動できる力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの安全・安心を確保するため、これまでも学校でさまざまな計画やマニュアルが整備されてきましたが、より実効的な取組に結びつける必要があります。また、関係者の学校安全の取組内容や意識の差を埋めるとともに、学校安全計画に基づく組織的・計画的な取組を推進する必要があります。
- ② 通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。
- ③ 生涯にわたる心の健康維持の観点から学校において自殺予防教育を充実するとともに、子どもたちが、インターネットを通じて有害情報等に触れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることのないよう、子どもたちを守る取組を進め、豊かな育ちを支える必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、災害時や感染症等の発生などの非常時においても、子どもたちが安全・安心に学びを継続できるよう、取組を進める必要があります。

主な取組内容

① 組織的取組の推進

- 事故・災害等発生時において、学校全体としての活動や校内組織の適切な役割分担に基づく対応ができるよう、学校安全を学校経営に明確に位置づけ、学校安全計画に基づき組織的・計画的に取り組みます。
- 学校を取り巻く環境の変化をふまえ、危機管理マニュアルが常に実効的なものとなるよう、点検・見直しを進めます。

- 学校安全計画の内容や取組の実効性を高めるため、学校安全の中核を担う教職員の位置づけを明確化するとともに、効果的な研修を実施します。

② 家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 子どもたちが安心して登下校できるよう、市町で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検の結果を道路管理者や警察と共有し、通学路の安全確保の取組を進めます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー⁷²の育成を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア(スクールガード)への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちに被害が生じた事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、学校と警察など、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察のWebサイトに掲載されている交通安全や不審者等の最新の情報を活用したタイムリーな情報発信活動を推進します。
- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。(再掲)
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。(再掲)
- 校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。また、熱中症対策の観点から、体育施設等の空調設備の整備について検討を行い、必要な取組を進めます。

③ 安全に関する教育の推進

- 子どもたちが事故の当事者とならないようにするとともに、事故の当事者となった場合には適切に対応できるよう、交通安全に関わる団体と連携し、発達段階に応じた交通安全教育を進めます。また、自転車乗車中の事故の被害を低減できるよう、ヘルメット着用を推奨する取組を進めるとともに、将来にわたって交通安全に対する意識を高めるため、子どもたちや保護者を対象に、「三重県交通安全条例」および「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知に取り組みます。

⁷² 自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制およびスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

- 子どもたちが安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるとともに、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を身につけることができるよう、「地域安全マップ」の作成、高校生による小学生への交通安全教室や防犯教室の開催など、参加・体験・実践型の取組を進めます。
- 生涯にわたる心の健康維持のための「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」や、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」を推進します。
- 子どもたちが、スマートフォン等からインターネットを通じて有害情報に接したり、SNS上での個人情報漏えいや性犯罪被害等に巻き込まれたりすることのないよう、インターネットの適正利用に係る教育を推進します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会を実施します。

④ 非常時等における学びの継続

- 災害時や感染症等の発生などの非常時において、やむを得ず学校に登校できない子どもたちの学習活動を継続できるよう、ICTを効果的に活用します。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
通学路の安全対策が実施された箇所の割合 ※1	97.0% (R4)	100%
子どもが加害者となった交通事故の件数 ※2	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件

※1 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数(県立高校生は自損の件数を含む。)(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、さまざまな事情により学びを必要とする人が、それぞれの状況に応じて学ぶことができる機会や環境が整っています。

現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は11.5%(令和3(2021)年)で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。
- ② 本県の高等学校(全日制)における中途退学率は0.56%(令和4(2022)年度)であり、全国平均(0.8%)を下回っているものの、一定数の生徒がさまざまな事情により中途退学している状況です。
- ③ 子どもたちの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所・セーフティネット⁷³としての福祉的な役割を担い、子どもたちの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ④ 義務教育未修了者、高等学校に進学しなかった人、高等学校中途退学者などのさまざまな事情により学びを必要とする人たちが、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。
- ⑤ 県内児童相談所における令和4(2022)年度の児童虐待相談対応件数は2,408件で、過去最多となっています。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより充実させることが必要です。
- ⑥ ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表面化しにくく、支援者を含めた周囲の大人が発見しづらい状況にあることから、子どもの豊かな育ちのためには、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- ⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

⁷³ 一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等に関わらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。

- ⑧ 家庭の経済状況に関わらず、誰もが希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図る必要があります。

主な取組内容

① 関係機関と連携した多様な教育的ニーズへの対応

- 全ての子どもたちが自らの居場所を得て、成長・活躍できるよう、地域の子どもが集うプラットフォーム(場)としての学校の特性を生かしつつ、子どもたちの育成支援を推進します。
- 家庭の社会経済的背景に関わらず、全ての子どもたちが、質の高い教育を受け、夢や希望を持って挑戦したり、多様な体験や遊びの機会を得たりすることができるよう、地域未来塾など家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を地域と連携して進めます。また、家庭の経済状況等を背景として学習環境が整わない子どもたちの自己肯定感、学習意欲、進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めます。(再掲)
- 放課後児童クラブ等の運営を支援するなど、子どもたちが安心して多様な体験や遊びができる機会の確保を図ります。
- 不登校や中途退学の経験者、特別な支援を必要とする子どもたち等の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導等について、関係機関や地域社会等と連携しながら、多様な教育的ニーズにきめ細かく対応した教育活動を行います。
- さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった人に対して学び直す機会を確保するため、みえ夢学園高等学校を設置場所とする県立夜間中学について、令和7(2025)年4月の開校に向けた検討を進めます。また、関係機関等と連携しながら生徒の受入れを進めます。
- 子どもたちを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会⁷⁴を中心に、関係機関が緊密に連携・協力して子どもたちの安全確認や情報共有を徹底するなど、児童虐待の防止に取り組みます。また、保護者への啓発、学校における「児童虐待気づきリスト」等の活用による子どものSOSの把握等を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に取り組みます。

⁷⁴ 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、「児童福祉法」に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成されます。

- ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、「ヤングケアラー支援ハンドブック⁷⁵」を活用しながら関係機関・団体等と連携して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を届けるための体制整備に取り組みます。
- 里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員等に対して理解促進や里親制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。
- さまざまな課題を抱える子どもに対する「チーム学校」による教育相談体制の充実の観点から、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な人材が指導に携わることができる体制を整えます。また、子どもたちの課題を把握し、地域資源や専門機関を活用した適切な支援につなげるなど、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対する早期発見・早期対応のための取組を推進します。

② 高等学校中途退学等への対応

- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。
- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援するとともに、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、「働き出す力」を引き出す取組を進めます。
- 高校中退者等が、他者や社会とつながろうとするきっかけを得るとともに、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気づいたりすることができるよう、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。

③ 教育費負担を軽減する取組の推進

- 教育費の負担軽減を図るため、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金を支給します。また、学習意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒に対し、高等学校等修学奨学金を無利子で貸与することにより、修学を支援します。

⁷⁵ 令和5(2023)年10月に三重県が作成したハンドブック。ヤングケアラーと思われる子どもに気づくポイントやヤングケアラー支援の留意点、関係機関との連携のポイント等が掲載されています。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
子どもの居場所数 ※1	232	408
中途退学した高校生の割合 ※2	0.40% (R4)	0.32%

※1 子ども食堂や学習支援の場など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
(三重県子ども・福祉部、三重県教育委員会調べ)

※2 県立高等学校(全日制・定時制・通信制)に入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不
適応」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)